

橋本市規則第 20 号

橋本市農業振興条例施行規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市農業振興条例施行規則の一部を改正する規則

橋本市農業振興条例施行規則(令和2年橋本市規則第38号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後			改正前		
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
項目	事業名	補助対象・基準	項目	事業名	補助対象・基準
(1) 国又は 県の補助を 受けて実施 する農業及 び農村の振 興に関する 事業	県農産物産 地補助金活 用促進事業	1 略 2 補助対象者 次に掲げる事業において、県から補助金の 交付決定を受けた <u>市内に住所を有する者</u> 3・4 略	(1) 国又は 県の補助を 受けて実施 する農業及 び農村の振 興に関する 事業	県農産物産 地補助金活 用促進事業	1 略 2 補助対象者 次に掲げる事業において、県から補助金の 交付決定を受けた者 3・4 略
	略	略		略	略
(2) 担い手 対策事業	略	略	(2) 担い手 対策事業	略	略
	農業用機械 導入支援事 業	1 略 2 補助対象者 次に掲げる要件を全て満たす者 (1) 略 (2) 当該補助金の交付を受けた年度から起算 して <u>2年間</u> 当該補助金の交付を受けていな い者 (3)・(4) 略 3・4 略 5 補助金限度額 <u>50万円</u>		農業用機械 導入支援事 業	1 略 2 補助対象者 次に掲げる要件を全て満たす者 (1) 略 (2) 当該補助金の交付を受けた年度から起算 して <u>3年間</u> 当該補助金の交付を受けていな い者 (3)・(4) 略 3・4 略 5 補助金限度額 <u>20万円</u>
略	略	略	略	略	略

(4) 収益性の高い農業推進事業	橋本市農産物等インターネット販売促進事業	1～5 略 6 事業実施期限 令和9年3月31日	(4) 収益性の高い農業推進事業	橋本市農産物等インターネット販売促進事業	1～5 略 6 事業実施期限 令和8年3月31日
	橋本ふるさと便事業	1～4 略 5 事業実施期限 令和9年3月31日		橋本ふるさと便事業	1～4 略 5 事業実施期限 令和8年3月31日
略	略	略	略	略	略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。